

		農林水産常任委員会	
令和元年9月9日受理		請 第 8 号	
件 名	熊本県で主要農産物種子生産条例の制定を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
溝 口 幸 治 淵 上 陽 一			
<p>(要 旨)</p> <p>主要農産物種子の生産体制については、県条例を制定し、種子の保護（原原種子と原種子の保護）をされるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>種子法は、都道府県の義務を定めた理念法であり、とても大事な法律である。種子法には、民間の種子参入を阻害する規定などはなく、制度運用に問題があるといって種子法を廃止したことには疑問の声がある。</p> <p>諸外国の農業の捉え方を見てみると、米国は武器と捉え、欧州は国防と捉えており、スイスは各農家に備蓄の義務を負わせ、農業を手厚く保護している。</p> <p>種子生産の運用や制度については、何処まで行っても全員が納得できる方法は難しいかもしれないが、種子法の廃止は、従来の制度よりも新しい制度（民営化）を優先して採用したようにも見え、食の安全と安心の法制度が十分ではないと感じる。</p> <p>種子法が廃止され、仮に、都道府県が種子生産への関与をしなくなり、民営企業が種子生産を担うことになった場合、特定集団やアグリビジネスにたけた外国種苗メーカーに種子が支配され、農業の独自性や主体性が失われる可能性がある。</p> <p>また、品種も数種類に集約される可能性もあるため、その場合は、食料危機の危険性も高くなり、食の安全に不安がある。品種が減れば、日本酒や日本食の多様性は失われ、観光資源でもある貴重な日本食の彩がなくなり、面白味もない国になってしまう恐れがあり、県民が不利益を被る恐れがある。</p>			